中立・公正　秘密厳守　手続簡単　費用無料

労使間のトラブルでお困りの労働者・事業主の皆様へ

熊本県労働委員会にご相談ください。

熊本県労働委員会では、当事者双方の主張を確認しながら、
話し合いでの解決を支援します。これを「あっせん」と言います。

トラブル発生

- 労働者・事業主だけでは平行線のままで進展しない
- 第三者に話し合いの間に入ってほしい
- 簡単な手続で迅速な解決を図りたい

↓

相　談

↓

あっせん申請

→ 双方が合意したとき →

解決

どんなトラブルが対象になるの?

労働条件や職場環境に関するトラブルが対象です。ただし、求人や採用に関することは対象外になります。

あっせんはどのように進められるの?

あっせんは非公開で、当事者の方が顔を合わせることなくそれぞれから個別にお話を伺います。

「あっせん」制度の詳細については裏面をご覧ください。

あっせん申請方法

・申請用紙に必要事項を記入のうえ、労働委員会事務局にご提出ください。
労働者（労働組合）、事業主のどちらからでも申請できます。
※労働者は、正規社員・非正規社員を問いません。パート従業員・アルバイト従業員・派遣社員等どのような就労形態の方でも利用可能です。
・申請用紙は「労働委員会事務局」に用意している他、県のホームページからもダウンロードができます。

※なお、申請前にお電話等で労働委員会事務局にご相談ください。

･･･事例の紹介･･･

A社から解雇されたBさんが解雇の理由に納得がいかないとして、あっせんの申請をしました。**「あっせん員」**がA社とBさんそれぞれの意見を伺い、調整したことによって、双方が**「あっせん案」**に合意しました。

「あっせん員」とは?

労働委員会の委員があっせん員になります。
公益委員（弁護士、大学教授等）、労働者委員（労働組合役員等）、使用者委員（会社経営者等）の三者構成で対応します。

「あっせん案」とは?

あっせん員が提示する解決案をあっせん案といいます。
双方が受諾したあっせん案は民法上の和解契約の効力を持つことになります。

あっせん制度についてお気軽におたずねください。

熊本県労働委員会事務局
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1（県庁本館3階）
TEL 096-333-2753
月～金　8:30～12:00　13:00～17:15
ホームページ　熊本県労働委員会　で　検索

©2010熊本県くまモン

◎一般的な労働相談については、「熊本県しごと相談・支援センター」で行っています。

労働相談コーナー
TEL 096-352-3613　場所　熊本市中央区水道町8−6（朝日生命熊本ビル1階）
利用時間　月～金　9:00～18:00　第2・4土　10:00～17:00
※受付時間は終了時刻の30分前まで。日曜日・祝日・年末年始は閉庁。

～ １０月は「個別労働紛争処理制度」周知月間です ～

労使間トラブルの解決相談会

～労働委員会委員が相談に応じます～

熊本県労働委員会では、解雇や労働条件の変更、その他労働者と事業主との間に起こったトラブルについて、話し合いによる解決をお手伝いする「あっせん」を行っています。

この「あっせん」制度を広く知っていただくとともに、本制度の一層の利用拡大を図ることを目的として、**熊本県労働委員会委員（大学教授、弁護士、労働組合役員、会社役員等）**による相談会を次のとおり行います。

労使間のトラブルでお困りの労働者・事業主の皆様、ぜひお気軽にご相談ください。

無料　秘密厳守

＜労使間トラブルの解決相談会＞

◆ 日　　時　令和８年10月31日（土）
　　午前10時00分～午後4時30分
　　※受付は午後４時までです。

◆ 会　　場　くまもと県民交流館パレア ９階 会議室５
　　（熊本市中央区手取本町8番9号 テトリアくまもとビル）

◆ 申込方法　電話予約優先
　　※当日来場の場合、相談に応じられない場合があります。

◆ 相 談 料　無料

※ 相談時間は、１人30分を目安とします。また、相談は１人１回限りとさせていただきます。
※ 相談内容に関係する資料（労働契約書等）があれば、ご持参ください。

＜お問合せ先＞
熊本県労働委員会事務局
熊本市中央区水前寺 6-18-1（県庁本館3階）
TEL 096-333-2753
※月～金／8:30～12:00、13:00～17:15

WEB サイト